

「花粉発生源スギ人工林減少推進計画」

〔 令和5年5月30日策定
令和8年2月16日変更 〕

MAFF
農林水産省

1 はじめに

花粉症は有病率が国民の4割超にのぼるとの調査があるなど、多くの国民を悩ませている社会問題と言えるものであり、各省庁が連携した早急な対策が求められている。このため、「花粉症に関する関係閣僚会議」において、令和5年5月に「発生源対策」「飛散対策」「発症・曝露対策」を3本柱とした「花粉症対策の全体像」(以下「全体像」という。)が取りまとめられ、10年後に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させ、将来的(約30年後)に半減を目指すこととされた。また、同年10月に、全体像に基づき初期の段階から集中的に実施すべき対応が「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」(以下「初期集中対応パッケージ」という。)として策定された。

農林水産省としては、花粉発生源対策として、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化に取り組むこととしており、その効果的な推進を図るための計画として、「花粉発生源スギ人工林減少推進計画」を策定する。本計画においては、初期集中対応パッケージに掲げられた令和15年度までの目標の進捗を管理するための中間目標、取組の具体的な進め方等を定めるものとする。

2 スギ人工林の状況

全体像決定時における我が国のスギ人工林の面積は約444万ha¹⁾、このうち花粉の発生源となる20年生を超えるスギ人工林²⁾の面積は約431万haとなっている。

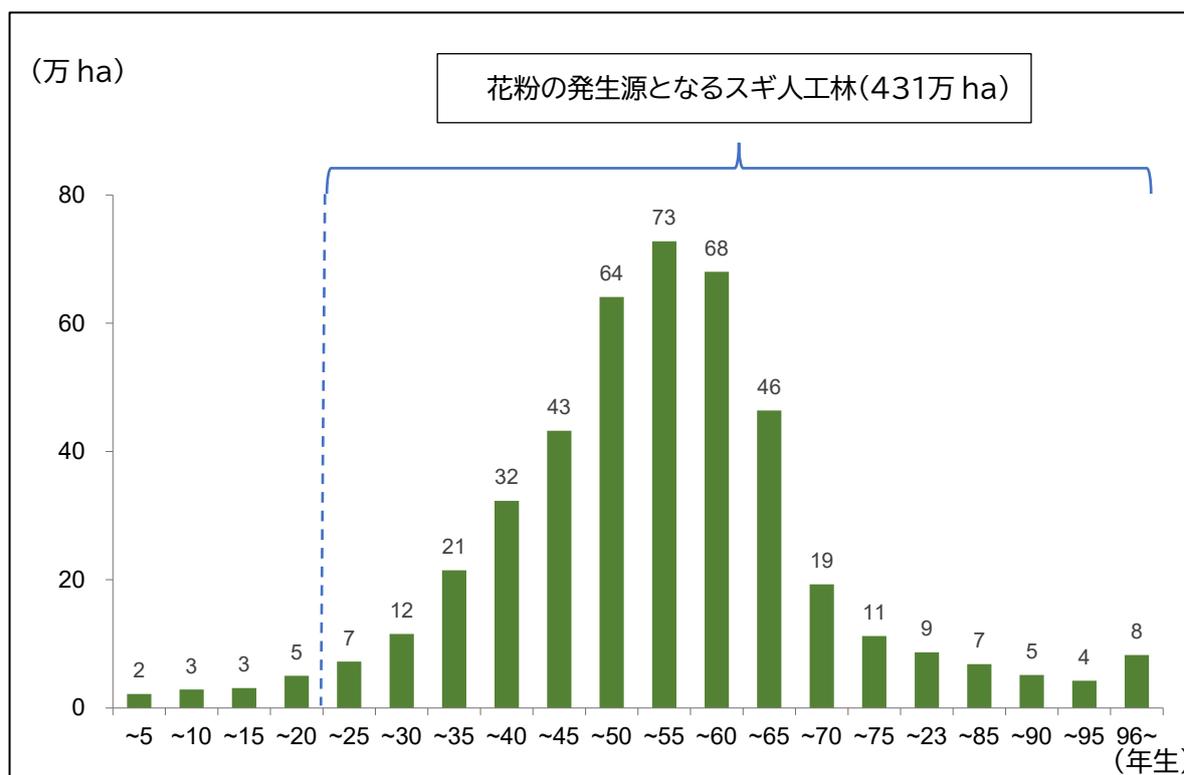


図1 スギ人工林の林齢構成

1) 令和2年度現在の数値(最新の森林資源現況調査(平成29年3月31日)による)

2) 20年生以下のスギ人工林は花粉の飛散がわずかであることから、20年生を超えるスギ人工林を「花粉の発生源となるスギ人工林」とした。

3 花粉発生源となるスギ人工林の減少に向けた基本方針

花粉発生源となるスギ人工林を令和15年度までに約2割減少させることを目指し伐採・植替え等を推進する。その際、スギ人工林の伐採に当たっては、森林の国土保全等の機能の発揮に支障が生じないように留意するとともに、資源の保続を図る観点から、花粉の少ない苗木や他樹種による再生林を着実に推進する。また、林業生産に適さないスギ人工林については、広葉樹林化等の森林整備を促進する。

4 進捗目標

花粉発生源となるスギ人工林の減少ペース³⁾を加速化し、令和15年度までに花粉発生源となるスギ人工林の約2割の減少を目指す。また、このことにより花粉発生源⁴⁾についても令和15年度までに約2割、将来的(令和35年度頃)には、半減を目指す。

①花粉発生源の減少

表1 花粉発生源の見込み

令和15年度	令和25年度	令和35年度
約2割減少	約3割減少	約5割減少

②伐採の加速化

表2 スギ人工林の伐採面積

令和2年度	期間平均	令和15年度
約5.1万ha/年	約6.1万ha/年	約7.1万ha/年

③花粉の発生源となるスギ人工林の減少

表3 花粉の発生源となるスギ人工林の減少ペース

令和2年度	令和15年度
約3.2万ha/年	約6.2万ha/年

³⁾ スギ人工林は植栽後20年程度までは花粉をほとんど発生させないため、花粉の発生源となるスギ人工林の減少ペースは、伐採面積から新たに20年生を超えることとなるスギ人工林面積を差し引いて求められることとなる。

⁴⁾ 花粉量は年によって変動するため、雄花を着花するスギ人工林の減少と比例して花粉量も減少するものとみなす。また、花粉の少ない苗木の花粉量は通常種の約2割として算出した。

5 「発生源対策」に関する具体的な取組

スギ人工林の伐採・植替えを推進するため、初期集中対応パッケージに基づき、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保等の総合的な対策を推進することとし、推進に当たっては特に以下の点に留意する。

(1)スギ人工林伐採重点区域の設定

花粉発生源であるスギ人工林の伐採、花粉の少ない苗木・他樹種への植替えを効果的・集中的に実施するために、人口の多い都市部周辺において「スギ人工林伐採重点区域」(以下「重点区域」という。)を設定する。

都道府県においては、以下を参照して設定した重点区域において、スギ人工林の伐採、植替え等が集中的に実施されるよう、森林所有者、森林組合等の林業経営体、市町村等に対して協力を求めるとともに、林業経営体への森林の集約化や植替えへの支援に努めることとする。

- ①県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から 50km 圏内にあるまとまったスギ人工林のある森林の区域
- ②上記のほか、スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める森林の区域

(2)三大都市圏を中心とした人口集中地域への取組

スギ人工林の伐採・植替え等に当たって、人口集中地域への花粉飛散対策としてより効果的な取組が実施できるよう、三大都市圏の市町村を含む都府県⁵⁾について、伐採・植替えに当たっての課題を把握するとともに、「三大都市圏花粉発生源対策推進会議」の開催、森林所有者の伐採・植替えの理解の醸成を図るための普及活動の実施などに取り組む。

(3)発生源対策の進捗の把握

発生源対策の着実な実施がなされるよう、初期集中対応パッケージに位置付けられた取組の進捗状況の把握を行う。

⁵⁾ 関東大都市圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
中京・近畿大都市圏：岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県